

同志社大学大学院司法研究科及び同志社大学法学部の法曹養成連携協定

同志社大学大学院司法研究科（以下「甲」という。）と同志社大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、同志社大学法学部法律学科の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）における教育と同志社大学大学院司法研究科法務専攻（以下「本法科大学院」という。）における教育との円滑な接続を図り、良心を手腕に運用する法曹の養成を行うことを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 同志社大学大学院学則第3条（3）に規定する甲の法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 同志社大学学則第7条及び別表Ⅱに規定する乙の法律学科の法曹養成プログラム

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本法曹コースの学生が前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 早期卒業希望登録を行った学生が登録している演習の担当教員又は教務主任が、当該学生に対して、適切な履修指導を行うこと
- 二 本法曹コースを履修する学生に対して、学修等に関する助言を行う教員として、実

務経験のある教員を配置すること

三 乙は、前二号に関して、学生の満足度を把握するため、年に1回、アンケートを実施し、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告すること

四 乙は、必要に応じて、学生ヒアリングを実施し、学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、科目等履修制度等により本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施にあたり、本法科大学院の教員を派遣すること

三 本法曹コースにおける教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において乙の法律学科に在籍する学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって協定の目的の実施にあたり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議のうえ、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年12月18日

甲 同志社大学
学長 松岡 敬
(代理人)

同志社大学大学院
司法研究科長

大中 有信

乙 同志社大学
学長 松岡 敬
(代理人)

同志社大学
法学部長

高杉 直

1. 乙の法曹養成プログラムの教育課程編成の方針

乙は、法学部法律学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに加えて、法科大学院における教育との円滑な接続を図るため、法曹養成プログラムを設置する。

本プログラムの教育課程は、法科大学院の法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）および法学の基礎に関する科目に関する①講義科目と②演習科目（司法特講）により構成されている。講義科目の一部と演習科目は、法科大学院教員が担当するプログラム独自科目であり、法科大学院教育同様、少人数での双方向講義として運営される。

①講義科目では、法律基本科目に関する基本的な法的知識の修得を図るとともに、少人数での双方向講義等を通して、法的思考力、分析力、表現力、などの養成を行い、法科大学院における演習科目等の履修が可能な学力を身に着けることを到達目標とする。

②演習科目では、基本的知識を前提にした事例の分析、法律文書作成能力を身につけることを到達目標とする。

修了にあたっては、必修科目である講義科目 52 単位、演習科目 8 単位の合計 60 単位を修得したうえで、法曹養成プログラムの教育課程に係る修得単位の GPA が 3.0 以上であり、かつ、プログラムを修了する年度に実施される法科大学院入学者選抜に合格しなければならない。

2. 乙の法曹養成プログラムの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期					リーガル・リサーチ	2
	後期	民法Ⅰa（総則①）	2				
		民法Ⅱ（物権）	2				
	刑法総論Ⅰ	2					
2年	前期	民法Ⅰb（総則②）	2				
		民法Ⅲa（債権総論①）	2				
		民法Ⅲb（契約）	2				

		民法Ⅴ（不法行為）	2			
		民法Ⅵa（親族）	2			
		人権保障の原理Ⅰ	2			
		刑法総論Ⅱ	2			
		会社法特講Ⅰ	2			
	後期	民法Ⅳa（担保物権）	2			
		民法Ⅳb（債権総論②）	2			
		民法Ⅵb（相続）	2			
		刑法各論Ⅰ	2			
		民事訴訟法	4			
		刑事訴訟法Ⅰ	2			
		会社法特講Ⅱ	2			
	3年	前期	憲法特講Ⅰ	2		法社会学
憲法特講Ⅱ			2		法哲学	2
刑法各論Ⅱ			2			
刑事訴訟法Ⅱ			2			
行政法総論Ⅰ			2			
司法特講Ⅰ			2			
司法特講Ⅱ			2			
後期		行政法総論Ⅱ	2		現代法社会学の展開	2
		行政法特講	2		現代法哲学の展開	2
		司法特講Ⅲ	2			
		司法特講Ⅳ	2			
合計		60			10	

*会社法特講Ⅰ、会社法特講Ⅱ、憲法特講Ⅰ、憲法特講Ⅱ、行政法特講、司法特講Ⅰ、司法特講Ⅱ、司法特講Ⅲ、司法特講Ⅳの各科目については、本協定第6条第1項第2号に基づき、甲が講師を派遣する。

<別紙2>

乙の法曹養成プログラムにおける成績評価の基準

評価	評点	判定内容	評価の基準 (100点満点を評点とした場合)
A	4.0	特に優れた成績を示した	90点～100点
B	3.0	優れた成績を示した	80点～89点
C	2.0	妥当と認められる成績を示した	70点～79点
D	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した	60点～69点
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった	0点～59点
			試験欠席

*上記基準は、法曹養成プログラム対象科目についてのみ適用する。

*おおむね、B評価は合格者の上位40%以内、C評価は合格者の上位85%以内を目安とする。ただし、受講者が50名以下のクラスについては、この限りでない。

GPA平均算出方法

各科目の成績評価を5段階(A, B, C, D, F)で評価し、各成績評価段階に4.0～0.0の評点(Grade Point)を付与して、1単位あたりの評点平均値(Grade Point Average)を算出する。

GPAは、不合格を意味するF評価の成績も含めて以下の計算式で算出するが、F評価であった科目を再履修してD以上の評価を得た場合、最後に付いたF評価はGPAに算入されない。

$$GPA = \frac{(\text{A}) \times 4.0 + (\text{B}) \times 3.0 + (\text{C}) \times 2.0 + (\text{D}) \times 1.0 + (\text{F}) \times 0.0}{(\text{A}) + (\text{B}) + (\text{C}) + (\text{D}) + (\text{F})}$$

*①～⑤は評価A～Fの評価が付いた科目の単位数の合計

*小数点第3位を四捨五入

<別紙3>

乙の法曹養成プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

同志社大学 法学部早期卒業運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、同志社大学学則第15条ただし書の規定に基づき、同志社大学法学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業を希望し、その認定をうけることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。
- (2) 前号の卒業に必要な修得単位数に対するGPAが3.0以上であること。
- (3) 本学大学院法学研究科入学試験（春期実施）もしくは本学大学院司法研究科入学試験（後期日程）を受験し、合格した者、または、本学部法曹養成プログラムを修了した者。

(早期卒業希望登録、早期卒業候補者の決定および指導)

第3条 早期卒業を希望する者は、別に定める期日までに、早期卒業希望登録を行わなければならない。

2 早期卒業希望登録を行った者が、2年次終了時において、次に掲げる要件を満たす場合、当該登録を行った者を早期卒業候補者とする。

卒業に必要な所定の授業科目の修得単位数に算入可能な単位として80単位以上を修得し、かつ、当該修得単位数に対するGPAが2.8以上であること。

ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。

3 本条第1項の登録を行おうとする者は、保証人の早期卒業同意書を法学部長に届け出なければならない。

4 本条第1項の登録を行った者は、登録後、所属演習の担当教員（演習を登録していない場合は、「所属演習の担当教員」を「教務主任」と読み替える。）に、学業の進捗状況を随時報告し、適切な履修指導を受けなければならない。

5 早期卒業候補者であって、第2条の早期卒業要件を満たす見込みの者は、本学大学院法学研究科入学試験（春期実施）または本学大学院司法研究科入学試験（後期日程）を受験しなければならない。

ただし、第2条（3）に定める早期卒業要件のうち、本学部法曹養成プログラム修了により要件を満たす見込みの者は、この限りでない。

（早期卒業登録の対象者）

第4条 転入、編入、転学部、再入学、および入学後に休学をした者は、早期卒業の希望登録を認めない。

（早期卒業希望登録者の履修科目登録）

第5条 早期卒業希望登録者の第3年次における履修科目の登録制限単位数については、所定の登録制限単位数に係わらず、学期最高登録単位数を36単位、年間最高登録単位数を50単位とする。

（早期卒業希望登録の取消し）

第6条 早期卒業希望登録の取消しは、原則として認めない。

（早期卒業の時期）

第7条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

（細則の改廃）

第8条 この細則の改廃は、法学部教授会が行う。

附則（2008年1月23日）

この細則は、2008年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。

附則（2014年3月7日）

この細則は、2014年4月1日から施行し、2012年度入学者から適用する。

附則（2018年10月10日）

この細則は、2019年4月1日から施行し、2017年度入学者から適用する。

附則（2019年12月4日）

この細則は、2020年4月1日から施行し、2019年度入学者から適用する。

<別紙4>

乙の法曹養成プログラムを修了して甲の法務専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜方式】

募集定員は5名（乙以外の法曹養成連携協定締結大学からの出願者を含む）とする。
春学期中に前期日程入学試験を、秋学期中に後期日程入学試験を、それぞれ実施する。

1. 出願要件

法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程を修了見込みであること。

2. 出願書類

受験者は、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願時の法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程の成績証明書
- 二 法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程の修了見込み証明書
- 三 その他、甲の入学試験要項において提出を求める書類

3. 合否判定の方法

(1) 前期日程入学試験

- 一 書面審査により選抜を行う。
- 二 書面審査は、出願時に提出した法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程における選考対象科目の成績、その他の提出書類の評価に基づき行う。
- 三 書面審査の判定結果を総合して、第一次合否判定を行う。
- 四 第一次合否判定において合格した者は、当該春学期の成績を含む法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程の成績証明書を甲に提出し、これに基づき最終合否判定を行う。

(2) 後期日程入学試験

- 一 書面審査により選抜を行う。
- 二 書面審査は、出願時に提出した法曹養成連携協定締結大学の連携法曹基礎課程における選考対象科目の成績、その他の提出書類の評価に基づき行う。
- 三 書面審査の判定結果を総合して、合否判定を行う。

【開放型選抜方式】

募集定員は5名（法曹養成連携協定締結大学以外の連携法曹基礎課程を置く大学からの出願者を含む）とする。

春学期中に前期日程入学試験を、秋学期中に後期日程入学試験を、それぞれ実施する。

1. 出願要件

連携法曹基礎課程を修了見込みであること。

2. 出願書類

受験者は、以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- 一 出願時の連携法曹基礎課程の成績証明書
- 二 連携法曹基礎課程の修了見込み証明書
- 三 その他、甲の入学試験要項において提出を求める書類

3. 合否判定の方法

（1）前期日程入学試験

- 一 書面審査及び論文式試験（憲法、民法、刑法）により選抜を行う。
- 二 書面審査は、出願時に提出した連携法曹基礎課程における選考対象科目の成績、その他の提出書類の評価に基づき行う。
- 三 論文式試験においては、法律各分野における基礎的学力を判定する。
- 四 書面審査及び論文式試験の判定結果を総合して、第一次合否判定を行う。
- 五 第一次合否判定において合格した者は、当該春学期の成績を含む連携法曹基礎課程の成績証明書を甲に提出し、これに基づき最終合否判定を行う。

（2）後期日程入学試験

- 一 書面審査及び論文式試験（憲法、民法、刑法）により選抜を行う。
- 二 書面審査は、出願時に提出した連携法曹基礎課程における選考対象科目の成績、その他の提出書類の評価に基づき行う。
- 三 論文式試験においては、法律各分野における基礎的学力を判定する。
- 四 書面審査及び論文式試験の判定結果を総合して、合否判定を行う。